地方自治法改正後の住民訴訟の流れ　（平成１４年９月１日改正後）

住民監査請求

a)結果・勧告・措置に不服　b)監査・勧告を期間内に行わないとき c)措置を講じないとき

住民訴訟

（旧４号訴訟）当該職員(私人としての職員)に対し、地方公共団体に代位して、損害賠償金を請求する訴訟

地方自治体の執行機関を被告として、当該職員等に損害賠償又は不当利得返還請求を求める訴訟　（第１段訴訟）

① この訴訟は当該職員に訴訟告知されますが、法令に違反していなかったことを主張されることがご本人にとって最も重要です。
当該職員がそれを受けて訴訟参加する場合の費用をてん補します。
過去にもこの実例がありました。

原告敗訴

原告勝訴

不服の場合控訴・上告

確定

★職員個人の実体法上の損害賠償責任は改正法施行後も従来通りです

地方自治体が当該職員に対し、確定日から 60 日以内の日を期限として損害賠償金等の支払請求を行う

②損害賠償金の支払

当該職員が損害賠償金等を支払わないとき

③地方自治体が当該職員に対し、損害賠償金等の請求を目的とする訴訟　(第２段目の訴訟)

確定

④当該職員の損害賠償金の支払い